

一般社団法人八日市まちづくり公社理事会運営規則

(本規則の目的)

第1条 本規則は、一般社団法人八日市まちづくり公社（以下「公社」という。）理事会における審議及び決議の方法等について定めるものである。

(理事会の構成)

第2条 すべての理事をもって理事会を構成する。各理事は、理事会に出席する責務を負う。

(理事会の任務)

第3条 理事会は、公社の重要な業務執行を意思決定し、代表理事その他の理事の職務執行を監督し、代表理事の選定及び解職を行う。

2 理事会は、必要がある場合に開催し、代表理事又は業務執行理事から業務執行の状況につき報告を受ける。

(決議事項)

第4条 理事会の決議事項は次のとおりとする。

- (1) 社員総会の開催日時、場所及び目的事項の決定
- (2) 規則の制定、廃止及び変更に関する事項
- (3) 重要な業務執行に関する事項
- (4) 理事の職務の監督
- (5) 代表理事の選定及び解職
- (6) 組織及び人事に関する事項
- (7) 財産・財務に関する事項

2 前項の規定にかかわらず、理事会は、必要に応じてその他の事項を審議、決議することができる。

(議長)

第5条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、業務執行理事がこれに当たる。

(審議及び決議)

第6条 理事会の決議は決議に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

2 議案の決議につき特別の利害関係を有する理事は、当該決議に参加することができない。この場合、その理事の数は、第1項の理事の数に算入しない。

3 第1項の規定に関わらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事の全員が書面又は電磁的記録によ

り同意の意思表示をした場合には、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(理事以外の出席)

第7条 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

2 理事会がその決議により必要と認めたときは、理事及び監事以外の者を理事会に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

(議事録)

第8条 理事会の審議の経過要領及び結果並びに出席した理事及び監事の氏名を議事録に記録しなければならない。

2 出席した理事及び監事は、議事録に署名又は記名押印する。

(規則の改正)

第9条 本規則の改正は理事会の決議による。